

2023年5月9日
吉田 はるみ

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」に対する趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属の吉田はるみです。会派を代表してただいま議題になりました内閣提出法案、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について質問致します。

刑法の一部改正 《強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等》

不同意性交等罪

今回改正される不同意性交等罪が適用されるためには、次の8つの要件のいずれかに該当し、かつ「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態」であることが必要です。その8つの要件とは、

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障がい
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

この8つの要件は、不同意を表明したくてもできなかった、あるいは表明したが全うできなかった場合を多面的にカバーしている点は良いと思います。

念のために確認しますが、「不同意。つまり同意していない。」を表明した場合は、これら要件をクリアしなくても、即、不同意性交等罪、または不同意わいせつ罪に問われるということによろしいですね。不同意を表明しても罪に問えなかったらこの法律の欠陥です。(法務大臣)

現実には、実父や母の再婚相手の義理の父、同居する親族などからの性的虐待などに苦しんでいる方が大勢います。多くの場合、まさに毎日の生活の現場での被害であり、声も上げられません。勇気を振り絞って、被害を訴えた場合であっても、信じてもらえない、あなたにスキがあった、はっきり拒否したらよかったのに、など心無い言葉に被害者は二重の苦しみにさらされます。性暴力は、魂の殺人です。

地位を利用した性被害

地位関係性を利用した処罰規定に関しては、不同意性交等罪の要件の(8)に、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。」とありますが、「憂慮」は主観によって差が生じる可能性があり、新たな司法判断のばらつきが生まれます。

被害の実態を調査し、処罰されるべき加害行為は適切に処罰されるように、改めて地位関係性を利用した処罰規定の見直しを検討すべきと考えますが、政府の見解を伺います。(法務大臣)

本年3月17日には、元自衛官の五ノ井里奈さんに強制わいせつをしたとして元陸上自衛官3人が在宅起訴されています。また、本年4月にはパラリンピック代表チームのイタリア人コーチが性加害で解任されています。芸能界の状況も深刻です。4月12日には、元ジャニーズ Jr. のカウアン・オカモトさんが性被害を訴え、日本外国特派員協会にて記者会見をしています。声を上げられない芸能関係者、アスリートの方々も多いのではないのでしょうか。民間企業でもその地位を利用した性被害があります。

政府そして民間企業も含め、この認識を社会で共有すべきと考えますが、この法律を通しました、だけでは不十分です。「地位を利用したわいせつ行為や性交等を行うことは許されない」というメッセージを社会に届けるべきです。政府はどんな広報手段で、どの程度の予算を割り、どの程度の期間で周知する計画でしょうか。(法務大臣)

性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢とは、性行為をするか否か自ら判断できる下限の年齢です。現行では13歳で、これは明治40年(1907年)より、実に116年変わっていません。今回の改正で16歳に引き上げられるわけですが、その点は評価いたします。つまり、16歳未満の子どもと性行為を行った場合は、同意の有無を問わず処罰の対象になる、と理解します。

しかし、こう歯切れよく言えないのです。条文には(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)というカッコ書きが付されています。

なぜ13歳以上16歳未満の性交には+5歳までは例外とする規定を設けたのですか。例えば、なぜ3歳ではなく、5歳なのですか。そもそもこの+(プラス)何歳という規定は必要でしょうか。(法務大臣)

例えば、13歳の中学1年生と18歳の高校3年生が性交した場合、18歳の高校3年生は罪になる可能性があります。また、15歳の高校1年生と20歳の大学3年生

が性交した場合は罪になる可能性があります。同意があったとしてもです！

たとえ話ですが、私の娘が 15 歳の高校 1 年生で、家庭教師の 21 歳の大学 3 年生と性交したことが分かった。私は激怒！娘は同意があったというが、許せない。私は不同意性交等罪でこの大学 3 年生を告訴して、有罪となった場合、この大学生は執行猶予なしで 5 年以上刑務所に入ることになります。信じられないかも知れませんが、本当です。

今、例に出したようなケースも起こりえる中、こんなに分かりにくい規定を、どうやって社会に知らせるのでしょうか。家庭では無理です。小学校、中学校、高校の学校教育の場で正しい性教育とともに教えるべきです。政府の見解を伺います。(文部科学大臣)

この法改正を通し、性犯罪者を罰して終わり、だけではダメです。性犯罪者を厳しく処罰することと合わせて、被害者をしっかり保護し、そして同時に性犯罪者をうまないことが重要なのではないのでしょうか。そうであるならば、本改正とセットで、①対象年齢者への適切な性教育、②性犯罪は許さないという社会全体への認知、③性犯罪者の更生とモニタリングを実行しなくてはなりません。

性教育

学習指導要領には、小学 5 年生の理科では：「人の受精に至る過程は取り扱いのないものとする」また、中学 1 年生の保健体育科では：「妊娠の経過は取り扱いのないものとする」とあり、つまり、学校教育の中では妊娠に至る経緯である、性交、は取り扱いのないという方針です。

なぜここまで、性交を含む性教育を回避するのでしょうか。「寝た子を起こすな」ということでしょうか。それはすでに時代遅れです。性教育を否定する旧統一教会の影響があるのではないのでしょうか。

子どもたちはデジタルネイティブと呼ばれるインターネット世代であり、フェイクを含めすでに情報氾濫の時代に生きています。内閣府男女共同参画局の調査では、若者が性暴力被害に遭った場所として一番多いのが、学校で 22.5%、という結果が出ています。興味や関心が芽生える思春期の子どもたちの現状をしっかりと受け止め、この情報があふれる時代にあるからこそ、今回の法改正で処罰される行為も含めた正確な情報を伝える性教育が求められていると考えますが、政府の見解を伺います。(文部科学大臣)

「わいせつの目的で若年者を懐柔する行為に関わる罪の新設」 グルーミング罪

ト一横キッズ

「ト一横キッズ」、という言葉をご存知でしょうか。新宿歌舞伎町に集まる、虐待やいじめなど、生きづらさを感じている子どもたちが、全国から集まって過ごしている場所です。大阪ミナミには「グリ下」と呼ばれる場所があります。東京と大阪だけではありません。日本全国に居場所を求め、愛情を求めてさまよう子どもたちが大勢います。この中には 16 歳未満の子どもが含まれます。この苦しい状況につけこんで、違法薬物や性被害にあわせてしまう大人がいます。

生きるために、食べるために、そして、その夜の寝床を求めてパパ活する子もいます。しかし、今回の刑法改正は、性交同意年齢の引き上げで 16 歳未満の性交等は同意があっても処罰されます。16 歳未満のパパ活は違法になります。

パパ活なんか、本当はしたくない。でも生きていくために仕方なく売春する子どもたち。自分を消してしまいたいと、風邪薬などを大量に飲む「オーバードース」も多発しています。こうした、「ト一横キッズ」、そして「グリ下」に集まる子どもたちを支援しているのは、NPO や支援団体です。このような人の善意頼みでは限界があります。政府として、予算をつけ、実態調査をし、そして支援要員を配置するなどの具体的な対策はあるのでしょうか。(国家公安委員長)

また、いわゆるグルーミング罪と呼ばれる「わいせつの目的で若年者を懐柔する行為に関わる罪」も新設されました。通常、こうした出会いは、わいせつ目的で相手を探すような出会い系、またはマッチングアプリを使用しています。

今回の法改正でこのような事業者は処罰されますか。(法務大臣)

また、16 歳未満の登録者や利用者を出さないために、事業者に、利用者の自己申告ではなく、保険証やマイナンバーカードなど公的証明書を利用した本人確認させるなどの措置を考えていますか。(国家公安委員長)

日本版 DBS(Disclosure and Barring Service)

法務総合研究所研究部報告 55 によると、子どもへの性犯罪の再犯率は 85%と非常に高いことが明らかになりました。一人の人が何人もの子どもへわいせつな行為を繰り返している実態があります。子ども真ん中社会において、子どもの性被害は絶対に見過ごすことはできません。

こども家庭庁が、保育士や教員、部活動のコーチ、塾講師など、子どもにかかわる職につく者への性犯罪加害履歴がないかどうかをチェックする仕組みである日本版 DBS 導入に向けての取り組みをすすめていると報道されていますが、現状はいかが

でしょうか。(こども家庭庁・少子化担当大臣)

また、障がい児が通う、特別支援学校や福祉施設などで働く職員にも対象を広げるべきと考えますが、政府の見解を伺います。(こども家庭庁・少子化担当大臣)

刑事訴訟法の一部改正

性被害当時のことを思い出すと涙が止まらなくなり、過呼吸になる。うつ病や PTSD に苦しむ被害者の実態があります。自分が 40 代、50 代になってようやく「あれは性被害だった」と思い出す方も大勢いらっしゃいます。

本改正案では、公訴時効の 5 年延長が提示されましたが、33 歳上限は短すぎます。女性の 20 代、30 代は結婚や妊娠、出産、子育て期にあたり、実際この年齢の時に性被害を訴え司法手続きをすることは、配偶者や未成年の子どものことを考えると非常に困難です。

法務省は 5 年延長の根拠として、内閣府調査を元にしており、相談できた被害者の「大部分が被害から 5 年の間に相談」がなされているから、と説明していますが、そもそも相談もできなかつた方が女性では約 6 割、男性では約 7 割います。日本においても、性犯罪には断固とした態度で臨む姿勢で、公訴時効は撤廃すべきと考えますが、政府の見解を伺います。(法務大臣)

最後に

性被害は魂の殺人とも言われます。生涯を通じて、被害者の方を苦しめ、その方から笑顔を奪い、人生まで狂わせてしまいます。性被害者に全面的に寄り添い、継続的な精神的サポート体制を構築しなくてはなりません。

この法律を通して終わりにしてはいけません。犯罪者を罰するだけでなく、国は、性犯罪は断固として許さないというメッセージを、広く社会全体に知らしめてください。これは被害者保護の観点からも重要なメッセージであり、そして加害者を出さないための抑止力にもなります。

声を上げた女性も、声を飲み込んでいる女性も、そして全ての性被害に苦しんでいる方々、被害者を支援している方々、そして多くの国民が、岸田総理の覚悟を見えています。

以上